

藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

1 申請内容

申請者	ふりがな		配偶者	ふりがな	
	氏名			氏名	
	生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日
	婚姻時の年齢	歳		婚姻時の年齢	歳
婚姻日	年 月 日		電話番号		
			※日中連絡のつく番号		
住所					
申請者区分	☐	新規補助申請世帯 ※夫婦のいずれも過去に結婚新生活支援事業の補助を受けたことがない。(他自治体を含む)	☐	継続補助申請世帯 ※前年度に結婚新生活支援事業の補助の決定を受けている。(他自治体を含む)	前年度支給額 円
住宅取得費用	契約締結年月日		年 月 日		(A)又は(B)のうち 対象となる費用 円
	契約金額 (A)		円		
	ローン返済額 (対象費用分合計) (B)		円		
住宅賃借費用	契約締結年月日		年 月 日		(E)+(F)+(G) 円
	家賃 (C)		月額 円		
	住宅手当 (D)		月額 円		
	実質家賃負担額 (E)		月額 円× か月		
	(C-D) × 月数		円		
	共益費 (F)		月額 円× か月		
※月額でない場合は、その費用を記載		円			
敷金、礼金、仲介手数料 (合計) (G)		円			
引越費用	引越した日		年 月 日		円
	費用		円		
リフォーム費用	契約締結年月日		年 月 日		(H)又は(I)のうち 対象となる費用 円
	契約金額 (H)		円		
	ローン返済額 (対象費用分合計) (I)		円		
合計額 (太枠内)				円	

補助申請額	円
(新規補助申請世帯の場合) 「補助上限額」または「合計額」のいずれか小さい額 (継続補助申請世帯の場合) 「補助上限額－前年度支給額」または「合計額」のいずれか小さい額	

※【補助上限額】婚姻時の年齢が ①夫婦共に 29 歳以下…60 万円
②夫婦共またはどちらか一方が 30 歳以上 39 歳以下…30 万円

2 講座の受講状況

実施状況	受講講座等の種類	講座等の内容	※事務局確認欄
☐ 実施済	☐ ライフデザイン支援講座		
☐ 未実施	☐ プレコンセプションケアに関する講座	受講日または相談日	
	☐ 医療機関への妊娠・出産に関する相談 ☐ 共家事・子育て講座	令和 年 月 日	

3 申請及び誓約

藤崎町長 殿

藤崎町結婚新生活支援事業補助金（以下、本補助金）の交付を受けたいので、本補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

また、申請にあたり次のことについて誓約いたします。

☐ 本補助金交付要綱第3条について、すべて該当します。
（第1項第5号について、未実施の場合は今年度中に実施することを確約します。）

☐ 申請者及び配偶者は、住民基本台帳、町税等の納付状況、住宅扶助、公的制度による住宅補助等の受給状況、その他の本補助金申請に関する事項について、町の担当職員が関係機関へ事実確認を行うことについて同意します。

年 月 日

申請者氏名 ㊞ 配偶者氏名 ㊞

【参考：藤崎町結婚新生活支援事業補助金交付要綱より抜粋】
（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1)申請日における最新の所得証明書から確認できる夫婦の合計所得額の合計額が500万円未満である世帯。
（申請時において、有職及び無職にかかわらず、夫婦の所得を合算額で算出する。また、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。）
 - (2)夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。）における年齢が39歳以下の世帯
 - (3)対象となる住宅が藤崎町にある世帯
 - (4)申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が対象となる住宅にある世帯
 - (5) 次に掲げるもののうち、夫婦共にいずれか一つを実施する世帯（継続補助世帯を除く）
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
 - (6)他の公的制度による住宅補助等を受けていない世帯
 - (7)町税等を滞納していない世帯
 - (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
 - (9)過去に国の結婚新生活支援事業の制度に基づく補助を受けたことがある者がいない世帯
 - (10)申請日から1年以上藤崎町に定住する意思がある世帯
- 2 補助金の交付を受けることができる継続補助世帯は、補助金を申請するときまで引き続き夫婦の双方又は一方の住民票の住所が対象となる住宅にある世帯とする。